

別 冊

平 成 30 年 度

大阪市公営・準公営企業会計決算審査意見書



監 第 4 6 号  
令和元年 8 月 26 日

大 阪 市 長 松 井 一 郎 様

|         |         |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 貴 納 順 二 |
| 同       | 松 井 淑 子 |
| 同       | 田 辺 信 広 |
| 同       | 杉 田 忠 裕 |

### 平成 30 年度大阪市公営・準公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、平成 30 年度大阪市公営企業会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）決算及び準公営企業会計（中央卸売市場事業会計、港営事業会計及び下水道事業会計）決算を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。



## 目 次

### 平成 30 年度大阪市公営・準公営企業会計決算審査意見

|           | 頁 |
|-----------|---|
| 第 1 審査の対象 | 1 |
| 第 2 審査の目的 | 1 |
| 第 3 審査の方法 | 1 |
| 第 4 審査の結果 | 1 |

#### 決算の概要

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 経営成績            | 2  |
| 2 財政状態（5 会計の概要）等  | 3  |
| 3 総括意見            | 4  |
| 4 個別意見            | 5  |
| （1）水道事業会計について     | 5  |
| （2）工業用水道事業会計について  | 7  |
| （3）中央卸売市場事業会計について | 9  |
| （4）港営事業会計について     | 11 |
| （5）下水道事業会計について    | 13 |

#### 凡 例

- 1 原則として、文中に用いる金額は億円単位または百万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。
- 2 原則として、表中に記載している金額等については表示単位未満を四捨五入している。



(別 紙)

## 平成 30 年度大阪市公営・準公営企業会計決算審査意見

### 第 1 審査の対象

(公営企業会計)

平成 30 年度大阪市水道事業会計決算

平成 30 年度大阪市工業用水道事業会計決算

(準公営企業会計)

平成 30 年度大阪市中心卸売市場事業会計決算

平成 30 年度大阪市港営事業会計決算

平成 30 年度大阪市下水道事業会計決算

### 第 2 審査の目的

決算審査は、市長から審査に付された決算等が、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）及び関係諸規定に準拠して作成され、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況が適正に表示されているかどうかについて、監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明することを主たる目的とする。

### 第 3 審査の方法

審査に当たっては、各決算諸表を総勘定元帳、その他の帳簿及び証拠類と照合し、関係職員から決算についての説明を聴取するとともに、年度末における現金預金及び有価証券の在高の確認、貯蔵品の棚卸しに立会するなどの手続を実施した。また、各勘定科目の審査については、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により実施した。

### 第 4 審査の結果

審査に付された各決算諸表は、上記の手続を実施した限りにおいて、地方公営企業法及び関係諸規定に準拠して作成されており、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示しているものと認められた。

決算の概要及び各事業会計の審査の結果は、次のとおりである。

# 決 算 の 概 要

## 1 経営成績

当年度の公営・準公営企業会計5会計の経営成績は、中央卸売市場事業で損失が生じているが、水道事業、工業用水道事業、港営事業、下水道事業については利益が生じ、全体で303億円の純利益となっている。

経常損益については、中央卸売市場事業で損失が生じているが、水道事業、工業用水道事業、港営事業、下水道事業については利益が生じ、全体で236億円の利益となっている。

各会計の経営成績は次のとおりである。

### 【水道事業会計】

当年度は、234億円の純利益で、当年度末の未処分利益剰余金は385億円となっている。

### 【工業用水道事業会計】

当年度は、4億円の純利益で、当年度末の未処分利益剰余金は5億円となっている。

### 【中央卸売市場事業会計】

当年度は、200万円の純損失で、当年度末の未処理欠損金は353億円となっている。

### 【港営事業会計】

当年度は、16億円の純利益で、当年度末の未処理欠損金は1,494億円となっている。

### 【下水道事業会計】

当年度は、49億円の純利益で、当年度末の未処分利益剰余金は90億円となっている。

## 2 財政状態（5会計の概要）等

当年度の公営・準公営企業会計5会計全体では、総資産は2兆219億円、未処理欠損金の額は1,367億円となっている。

なお、各会計の経営成績及び財政状態の概要は表－1のとおりである。

表－1 平成30年度 公営・準公営企業会計 決算状況一覧

(単位：億円)

|                               |                           | 水道    | 工業用水道 | 中央卸売市場 | 港営     |      |        | 下水道    | 合計     | 参考     |        |
|-------------------------------|---------------------------|-------|-------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                               |                           |       |       |        |        | 施設提供 | 埋立     |        |        | 平成29年度 | 平成28年度 |
| 経営成績                          | 収益                        | 731   | 16    | 72     | 122    | 48   | 74     | 816    | 1,757  | 4,107  | 3,587  |
|                               | 営業収益                      | 621   | 14    | 57     | 118    | 46   | 72     | 642    | 1,452  | 3,293  | 3,190  |
|                               | 営業外収益                     | 21    | 2     | 15     | 4      | 2    | 2      | 173    | 215    | 345    | 331    |
|                               | 一般会計補助金                   | 0     | 0     | 6      | 0      | 0    | 0      | 7      | 13     | 30     | 31     |
|                               | 特別利益                      | 89    | 0     | 0      | 0      | 0    | 0      | 0      | 90     | 469    | 66     |
|                               | 費用                        | 497   | 12    | 72     | 106    | 24   | 82     | 767    | 1,454  | 3,476  | 3,480  |
|                               | 営業費用                      | 458   | 11    | 65     | 52     | 14   | 38     | 698    | 1,284  | 2,641  | 2,627  |
|                               | 人件費                       | 111   | 2     | 7      | 7      | 2    | 5      | 20     | 147    | 672    | 718    |
|                               | 減価償却費                     | 165   | 4     | 33     | 7      | 6    | 1      | 425    | 634    | 1,053  | 1,046  |
|                               | 営業外費用                     | 36    | 1     | 7      | 33     | 1    | 32     | 69     | 147    | 272    | 301    |
|                               | 支払利息及び企業債取扱諸費             | 28    | 0     | 7      | 7      | 1    | 6      | 63     | 105    | 212    | 238    |
|                               | 特別損失                      | 3     | 0     | 0      | 20     | 9    | 11     | 0      | 23     | 563    | 552    |
|                               | 営業損益                      | 162   | 3     | ▲7     | 66     | 32   | 34     | ▲56    | 168    | 652    | 563    |
|                               | 経常損益                      | 147   | 4     | ▲0     | 37     | 33   | 4      | 48     | 236    | 725    | 593    |
|                               | 純損益 (A)                   | 234   | 4     | ▲0     | 16     | 24   | ▲8     | 49     | 303    | 630    | 107    |
| 財政状態                          | 資産                        | 4,723 | 209   | 822    | 2,636  | 391  | 2,246  | 11,829 | 20,219 | 27,326 | 33,913 |
|                               | 有形固定資産                    | 3,888 | 139   | 739    | 379    | 347  | 32     | 10,944 | 16,089 | 16,231 | 27,812 |
|                               | 現金・預金                     | 530   | 58    | 0      | 2      | 0    | 2      | 115    | 705    | 559    | 1,899  |
|                               | 負債                        | 2,001 | 50    | 730    | 1,644  | 110  | 1,534  | 8,993  | 13,418 | 13,784 | 22,717 |
|                               | 企業債                       | 1,325 | 6     | 566    | 1,288  | 99   | 1,189  | 4,551  | 7,736  | 8,065  | 13,322 |
|                               | 他会計借入金                    | 0     | 0     | 0      | 0      | 0    | 0      | 0      | 0      | 0      | 268    |
|                               | 資本                        | 2,722 | 159   | 92     | 992    | 281  | 711    | 2,836  | 6,801  | 13,542 | 11,196 |
|                               | 資本金                       | 2,236 | 132   | 433    | 2,444  | 190  | 2,255  | 2,210  | 7,455  | 11,847 | 11,653 |
|                               | 未処分利益剰余金<br>(▲未処理欠損金) (B) | 385   | 5     | ▲353   | ▲1,494 | 71   | ▲1,565 | 90     | ▲1,367 | ▲837   | ▲1,286 |
| 前年度末未処分利益剰余金<br>(▲未処理欠損金) (C) |                           | 303   | 5     | ▲353   | ▲1,510 | 47   | ▲1,557 | 69     | ▲1,487 |        |        |
| 損益勘定人員                        |                           | 1,318 | 28    | 77     | 88     | 25   | 63     | 217    | 1,728  | 7,160  | 7,376  |

(注) 1 水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計は、前年度末未処分利益剰余金に次の処分などを行ったため、 $B = C + A$ とならない。

水道事業会計：資本金の組入152億100万円

工業用水道事業会計：減価積立金の積立3億3,800万円

下水道事業会計：資本金の組入27億4,200万円

2 中央卸売市場事業会計は、200万円の経常損失及び純損失となっている。

3 平成29年度までの数値は、自動車運送事業会計及び高速鉄道事業会計を含む。

### 3 総括意見

平成 30 年度における公営・準公営企業会計全体の経営成績は、303 億円の純利益となっているが、当年度末の企業債残高は 7,736 億円、未処理欠損金は 1,367 億円と引き続き多額となっている。特に未処理欠損金は高速鉄道事業会計が公営企業会計から外れたこと等に伴い、前年度に比べて 530 億円増加した。なお自動車運送事業会計及び高速鉄道事業会計を除いて比較すると、未処理欠損金は前年度に比べて 120 億円減少した。

このような状況において、平成 30 年度の 5 事業の収支を見ても、中央卸売市場事業において純損失を計上し、営業損益で見た場合にも、中央卸売市場事業や下水道事業では損失を計上している。また、5 事業を取り巻く社会環境の変化も勘案して見ていくと、今後も人口減少が予測されることから、水道事業及び工業用水道事業については、収益の根幹である給水収益が、また、下水道事業についても、同様に下水道使用料が、増加していくことは見込めない状況にある。さらに下水道事業においては、今後汚水施設の改築に係る国庫補助制度が、受益者負担の原則に基づき下水道使用料で賄うように見直される可能性もあり、経営への影響が懸念される。中央卸売市場事業においては、関連法令等の改正により、第三者販売、直荷引き、商物一致の原則等の規制がなくなるなど市場の取引ルールが変わることによりどのように対応していくかという課題に直面している。港営事業については、港湾施設提供事業において、国際競争を踏まえた物流環境の変化等がある中で、老朽化の著しい上屋が多く、そのあり方が問われており、大阪港埋立事業においても、長期収支見込では、令和 10 年度まで資金不足を回避する見込みとはなっているものの、未処理欠損金が 1,565 億円あり、売却可能な土地も減少している。加えて、いずれの会計においても、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大、危機災害への対策等を要する状況にある。これらのことを勘案すると、今後本市の公営・準公営企業会計全体の未処理欠損金の解消には時間がかかることとなる。

したがって、各事業を所管する局等は、今後も住民にとって欠かせないサービスを安定的かつ継続的に提供するために、健全な経営が保たれるよう不断に取り組まれない。

## 4 個別意見

### (1) 水道事業会計について

本事業の経常損益は、前年度経常利益 155 億 200 万円から 7 億 5,500 万円収支が悪化し、147 億 4,700 万円の経常利益となっている。収支が悪化したのは、給水収益が 2 億 6,400 万円、その他営業収益が 1 億 5,400 万円、受託工事収益が 1 億 4,400 万円減少したことにより経常収益が 6 億 6,400 万円減少したことなどによるものである。また、純損益は、前年度に比べ、もと扇町庁舎用地等の売却によって特別利益を 89 億 3,000 万円計上したことなどにより 83 億 4,200 万円収支が改善し、234 億 900 万円の純利益となっている。

本事業では、収益の根幹である給水収益に直結する有収水量は当年度において 371,399 千立方メートルで、最近 5 か年間の推移をみるとほぼ横ばいである。これは、給水世帯数自体は年々増加しているものの、節水意識の浸透や節水機器の普及等により一世帯当たりの使用水量が減少し、少量使用者が増加する一方、多量使用者が減少していることによるものである。依然として厳しい経営環境にあり、さらなる経営の効率化が求められる。平成 29 年度地方公営企業年鑑のデータを見ると、本市は事業規模が比較的近い都市と比べても経営効率性の指標のひとつである施設利用率が低く（表－2 参照）、過剰な施設保有・効率性の低い事業運営になっていると言える。このような状況から、今後、水需要に見合う施設能力となるようダウンサイジングを図る必要がある。水道局においても、ダウンサイジングの前提となる浄水施設の耐震化につき、平成 29 年度に庭窪浄水場 1 系浄水施設の耐震化を完了し、引き続き豊野浄水場浄水施設の耐震化整備を実施しているところである。なお、これらの施設は後述する「淀川を水源とする 9 つの浄水場の最適配置案」においても、存続する予定となっている。

一方、副首都推進本部会議内の検討チームにおいて、府域の持続可能な水道事業を構築するため、現状を評価・分析し、あるべき水道事業の姿が検討されている。

副首都推進本部会議では、平成 30 年 6 月に発表された「大阪府域水道の最適化検討について（中間報告）」を受けて「淀川を水源とする 9 つの浄水場の最適配置案」について、今後、詳細に検討を進めていく方針が示され、大阪府が設置した府内全ての水道事業体が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において検討が行われている。既に守口市が所有する浄水場の更新は行わずに配水場化し、近接する本市の庭窪浄水場を施設能力案分により共同所有することの正式合意に向けた協議が行われる等取組が進んでいるところであるが、本市の水需要に見合う施設能力の前提となるダウンサイジングの計画が「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」で検討される浄水場の最適配置案と整合性が取られているかを確認するとともに、引き続き本市施設を有効に活用できる方策について模索されたい。

また、平成 30 年 6 月には大阪府北部を震源とする地震が発生したところであり、今後の南海トラフ地震の発生等も懸念される。平成 29 年度末において、本市の基幹管路における耐震適合率は 67%となっており、管路の更新により耐震性強化を進めることが喫緊の課題となっている。漏水事故の発生リスクを低減するとともに、地震対策に関する切迫性が高まっている状況を踏まえ、管路の耐震性や経過年数による劣化状況などを分析し、平成 30 年 3

月に策定した「管路耐震化促進・緊急 10 ヶ年計画」（全体計画 1,000km に対して平成 30 年度実績 50km、進捗率 5%）に基づき、管路の戦略的更新を一層進められたい。

水道局は、平成 30 年 3 月に経営戦略を策定し、その中に上記で示した管路耐震化の促進等とともに官民連携による事業推進を掲げており、その具体的な動きとして、平成 30 年 12 月に成立した水道法の一部を改正する法律に基づき、官民連携により管路耐震化を促進する「PFI 管路更新事業」の実施を今後予定しているところである。これは、施工計画の策定から設計、発注、施工、施工監理までの管路更新業務全般を民間事業者に担わせることで、管路更新の大幅なスピードアップ等を目的としたものであるが、本市職員に培われてきた技術等が継承されるのか、実効性のあるコストダウンが図られるのか、適切なモニタリングが実施されるのか、リスク分担は明確にされているか、民間事業者の倒産等不測の事態が起きた場合の対処方法は想定されているか等、考えられる課題を解決しうる制度となっているかにつき、事前の手續において十分に検討、精査し、水道が、豊かな市民生活や高度な都市生活を支える重要なライフラインの一つであり、安全で良質な水を安定して届ける必要があるという観点から、引き続き説明責任を果たされたい。

表－２ 施設利用率

(単位：％)

|       | 大阪市  | 札幌市  | 東京都  | 横浜市  | 名古屋市 | 平均   |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 施設利用率 | 45.7 | 62.6 | 61.6 | 62.0 | 53.6 | 57.1 |

(注) 1 他都市は事業規模が比較的近い概ね給水人口 200 万人以上の都市を選定した。  
2 施設利用率＝平均給水量÷給水能力  
3 平成 29 年度地方公営企業年鑑から引用した。

## （２）工業用水道事業会計について

本事業の経常損益は、前年度経常利益 3 億 3,800 万円から 2,000 万円収支が改善し、3 億 5,800 万円の経常利益となっている。収支が改善したのは、給水収益が 4,500 万円減少したことなどにより経常収益が 5,100 万円減少したものの、資産減耗費が 4,300 万円、動力費が 1,600 万円減少したことなどにより経常費用が 7,100 万円減少し、経常収益の減少を上回る経常費用の減少があったことによるものである。また、特別利益及び特別損失は前年度に引き続き生じておらず、純損益は、経常損益と同様、前年度に比べ 2,000 万円収支が改善し、3 億 5,800 万円の純利益となっている。

本事業では、水道事業と同様、経営の効率性の指標である施設利用率は平成 29 年度までは減少傾向にあり、平成 29 年度地方公営企業年鑑のデータでは、本市は年間給水量が 2,000 万立方メートル以上の他の政令指定都市と比較して施設利用率が最も低くなっていた（表－3 参照）。しかし、平成 30 年 4 月に城東浄水場（配水施設を除く。）を廃止したことにより、施設利用率は 25.9%から 44.3%に改善したところである。

給水能力に対して、実際に使用した水量にかかわらず確実な収益が見込める契約水量（本市では責任使用水量）の割合を示す平成 29 年度の本市の契約率は、18.7%となっていた（表－3 参照）が、施設利用率と同じく、城東浄水場の廃止により平成 30 年度の契約率は 32.1%に改善した。しかしながら、他都市に本市を含めた平成 29 年度の契約率の平均である 67.6%と比べると未だに低く、安定的な収益の回収が見込めない状況にある。本市では、地下水の汲み上げ規制に伴い、地下水から工業用水道に転換した利用者に、地下水からの転換水量として設定された責任使用水量に基づく料金の負担を求めているが、利用者からの申請に基づいて責任使用水量の減量を認めている。また、新規契約者は責任使用水量が 1 日 1 立方メートルとなっている（表－4 参照）。利用者が実際に使用する水量の減少傾向は今後も続く見込みであり、その上、さらなる減量申請が続いた場合、安定した収益の回収が一層困難となることが懸念される。さらに、本市の給水原価は 37.6 円／立方メートルと、他都市（横浜市：19.5 円／立方メートル、川崎市：33.6 円／立方メートル、北九州市：17.1 円／立方メートル）に比べると高くなっている。この要因は、水道局によれば、他都市に比べて、配水管延長が長く、給水先事業所が多いことから、管路維持管理等にかかるコストが必要となる一方で、給水先事業所は多いものの少量使用者が多く、年間調定水量が少ないことにあるとのことである。

上記のような課題を抱える中、水道局は、平成 30 年 3 月に経営戦略を策定し、その中で上工水一体とした管理運営体制のさらなる強化や、官民連携手法を導入することにより、抜本的経営改革を行うとしている。それに向けて、平成 30 年度に、公共施設等運営権制度活用について、外部専門家による導入可能性調査を実施し、その実現性があることを確認したところであり、その事業スキームは、工業用水道施設に運営権を設定した上で、民間事業者の設立する運営会社が工業用水道事業法上の事業許可を取得し、本市は工業用水道事業を休止するというものである。具体的には、事業全般は運営会社が実施することとなるが、浄水処理等の水づくり部門に係る業務は、公共性の観点及び既に水道事業と一体運用がなされて

いることから、運営会社からの業務委託により、本市（水道事業）が実施することとしている。本市は、工業用水道事業において、運営会社から事業運営に見合う運営権対価を得、水道事業においては、運営会社から水づくり部門に係る業務委託料を得ることとなる。

また、実施方針条例で定める利用料金の上限や幅の範囲内で、運営会社が料金設定の裁量を付与された上で利用者から料金全額を収受することから、民間発想による多様な料金制度設定が可能となることである。

水道事業の「PFI 管路更新事業」同様、本市職員に培われてきた技術等が継承されるのか、実効性のあるコストダウンが図られるのか、適切なモニタリングが実施されるのか、リスク分担は明確にされているか、民間事業者の倒産等不測の事態が起きた場合の対処方法は想定されているか等、また上記で示した本市の工業用水道における料金制度の問題点も含め考えられる課題を解決しうる制度となっているかにつき、事前の手続において十分に検討、精査し、工業用水道が、市内の地盤沈下対策及び産業活動を支える重要なインフラであるという観点から、引き続き説明責任を果たされたい。

表－３ 施設利用率及び契約率

(単位: %)

|       | 大阪市  | 横浜市  | 川崎市  | 北九州市 | 平均   |
|-------|------|------|------|------|------|
| 施設利用率 | 25.9 | 33.9 | 75.2 | 47.5 | 45.6 |
| 契約率   | 18.7 | 71.6 | 99.1 | 80.8 | 67.6 |

(注) 1 他都市は年間給水量が 2,000 万立方メートル以上の政令指定都市を選定した。

2 施設利用率 = 平均給水量 ÷ 給水能力

3 契約率 = 契約水量 ÷ 給水能力

4 数値は平成 29 年度地方公営企業年鑑から引用した。ただし、本市の契約率は、責任使用水量を契約水量とみなして算定した。

表－４ 料金体系 他都市比較

|      | 料金制度  | 1 m <sup>3</sup> 当たりの料金単価 (税抜)                                                                            | 最低契約水量 (1 日)                             |
|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 大阪市  | 責任水量制 | 責任使用水量 35 円 超過使用水量 70 円<br>メータ料 400 円 (40mm 以下)<br>～7,400 円 (400mm 以上)                                    | 定めず (新規使用者は責任使用水量を 1 m <sup>3</sup> に設定) |
| 横浜市  | 二部料金制 | 基本料金 25.1 円 基本使用料金 4 円<br>超過料金 87.3 円                                                                     | 200 m <sup>3</sup>                       |
| 川崎市  | 二部料金制 | 基本料金 34.4 円 使用料金 2.3 円<br>超過料金 60.3 円                                                                     | 300 m <sup>3</sup>                       |
| 北九州市 | 二部料金制 | 基本料金 19.5 円 (契約水量 300 m <sup>3</sup> ／日以上) 34 円 (契約水量 300 m <sup>3</sup> ／日未満)<br>基本使用料金 4 円<br>超過料金 47 円 | 100 m <sup>3</sup>                       |

(注) 1 他都市は年間給水量が 2,000 万立方メートル以上の政令指定都市を選定した。

2 二部料金制とは、料金を固定費と変動費に分け、固定費分を契約水量に応じて、変動費分を使用水量に応じて算定する料金制度である。

### (3) 中央卸売市場事業会計について

本事業の経常損益は、前年度経常利益 3,300 万円から 3,600 万円収支が悪化し、200 万円の経常損失となっている。収支が悪化したのは、経常費用において委託料 6,400 万円の増があったが、支払利息及び企業債取扱諸費が 9,200 万円、資産減耗費が 5,200 万円、光熱水費が 3,200 万円減少したことなどにより 1 億 6,400 万円減少したものの、経常収益において一般会計補助金が 7,300 万円、雑収益が 4,900 万円、長期前受金戻入が 3,300 万円減少したことなどにより 2 億円減少しており、経常費用の減少を上回る経常収益の減少となったことによるものである。特別利益及び特別損失は前年度に引き続き生じておらず、純損益は、経常損益と同様、前年度に比べ 3,600 万円収支が悪化し、200 万円の純損失となっている。

当年度の営業収益を見ると、施設使用料は前年度比 2,800 万円の減、売上高割使用料は前年度比 1,900 万円の減となっている。売上高割使用料については、産地供給量の影響もあるとはいえ、市場を経由しない青果・水産物が増えていることにより流通形態が変化していることもあり、今後も市場経由率が低下すれば取扱高の減少等に伴う売上高割使用料の減が懸念される。また、市場経由率の低下等により卸売市場の存在意義が薄まれば卸売業者・仲卸業者等の施設からの退去による施設使用料の減にもつながることやさらに言えば仲卸業者等の後継者問題も懸念される。

また、卸売市場を取り巻く環境の変化としては、平成30年6月に改正卸売市場法が公布され、令和2年6月21日に施行されることとなっており、これを受けて平成30年10月に国が卸売市場に関する基本方針を策定した。それらによれば、特に現行法で市場関係者の取引ルールとして規定されている第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則などを取引ルールとして定めるかについては各市場の裁量となる。

昨年度の意見書で、卸売業者・仲卸業者等の市場関係者等との十分な意見交換を求めたところであるが、中央卸売市場では、市場関係者等に専門委員とともにヒアリングを実施してきた。その上で、本市を中心とする大都市圏における消費地市場という特性を踏まえて、市場の活性化（流通構造変化への対応、集荷力・販売力の強化、卸・仲卸の共存共栄）及び市民の利益（安全・安心な生鮮食料品の安定供給、適正な価格形成、消費者ニーズへの対応）を視点として、中央卸売市場業務条例の来年度改正に向けて、検討を重ねてきた。この条例改正の方向性については、市場の業務の運営及び施設の整備並びに条例の変更に関する事項について調査審議する中央卸売市場本場・東部市場運営協議会（卸売業者、仲卸業者その他の利害関係者及び学識経験のある者で構成）に令和元年7月に示されたところであるが、それによれば卸売市場の活性化のために取引の自由化を促進することとして、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則について、取引ルールとして定めないこととなっている。

これは、今後の人口減少・少子高齢化等による消費量の減少により卸売市場における取扱量が減少する中で、今後の市場のあり方とも大きく関係することから、同様の環境におかれている他都市の卸売市場とも積極的に意見・情報交換を行い、長期的な将来も見据えた地方

公共団体の今後の中央卸売市場のあり方について、新しい方向性を国も含めて検討し、市場活性化に向けて取り組まれない。

#### (4) 港営事業会計について

本事業の経常損益は、前年度経常利益 82 億 400 万円から 45 億 4,300 万円収支が悪化し、36 億 6,100 万円の経常利益となっている。収支が悪化したのは、港湾施設提供事業で 27 億 9,200 万円の収支改善があったものの、大阪港埋立事業で 73 億 3,500 万円の収支悪化となったことによるものである。また、純損益は、港湾施設提供事業において 21 億 700 万円の収支改善があったものの、大阪港埋立事業において 83 億 8,700 万円の収支悪化となったため、前年度に比べ 62 億 7,900 万円収支が悪化し、16 億 4,300 万円の純利益となっている。

以下、各事業について述べる。

##### ア 港湾施設提供事業

港湾施設提供事業の経常損益は、前年度経常利益 5 億 1,700 万円から 27 億 9,200 万円収支が改善し、33 億 900 万円の経常利益となっている。収支が改善したのは、前年度まで計上していた大阪港埋立事業への土地賃借料を会計内取引として相殺したことによって使用料及び賃借料が 24 億 1,200 万円減少したことなどにより経常費用が 26 億 700 万円減少したことによるものである。純損益は、資産のグルーピングの変更による減損損失及び平成 30 年台風第 21 号被害に係る施設の復旧工事等が発生したことに伴う損失により特別損失が 5 億 7,300 万円増加したものの、上記の経常収支の改善があったことから、前年度に比べ収支が 21 億 700 万円改善し、24 億 2,900 万円の純利益となっている。

経常損益は黒字基調で、営業損益も当年度から黒字となっており、港湾局が策定した平成 31 年 3 月時点の本事業の長期収支見込によれば、今後、令和 10 年度までの累積資金不足は回避できる見込みとしている。

一方、港湾施設提供事業の経営資源である上屋においては、平成 30 年台風第 21 号により屋根やシャッターの破損や停電などの被害が生じる等、多大な被害を受けた。港湾局では、緊急工事による応急補修を実施したところであるが、今後都度の補修で対応していくのか、あるいは本格的な工事により長期保全を図っていくのか、個々の施設ごとにその収支や集荷量等も勘案した上で今後の上屋事業の方向性を検証されたい。

平成 30 年 3 月に策定し、平成 31 年 3 月に更新した港湾施設提供事業計画を着実に進めるため、施設ごとの利用実態や利用者ニーズの把握、上記の平成 30 年台風第 21 号被害からの復旧などに引き続き努めるとともに、復旧費用を含めた新たな収支に係る要素を今後適切に長期収支見込に反映し、事業内容の精査に努められたい。

##### イ 大阪港埋立事業

大阪港埋立事業の経常損益は、前年度経常利益 76 億 8,700 万円から 73 億 3,500 万円収支が悪化し、3 億 5,200 万円の経常利益となっている。収支が悪化したのは、土地売却原価が 34 億 7,300 万円減少したことなどにより経常費用が 38 億 3,900 万円減少したものの、土地売却収益が 87 億 6,100 万円、前年度まで計上していた港湾施設提供事業からの土地賃借料を会計内取引として相殺したことにより土地賃借料収益が 23 億 4,000 万円減少

したことなどにより経常収益が 111 億 7,400 万円減少し、経常費用の減少を上回る経常収益の減少があったことによるものである。また、純損益は上記の経常収支の悪化に加えて、港湾施設提供事業への土地移管に係る過年度売却益及び分納利息を会計内取引として相殺したことによる過年度損益修正損等により特別損失が 10 億 5,200 万円増加したことから、前年度に比べ 83 億 8,700 万円収支が悪化し、7 億 8,600 万円の純損失に転じている。

本事業において、これまで土地売却収益の根幹となってきた咲洲地区において、土地の処分率が 96.3%となっており、売却可能土地が少なくなっていることから、現在も土地造成中であり、土地売却及び賃貸が制限されてきた夢洲をどのように活用するかが今後の本事業の収益に大きく影響することとなる。

夢洲については、平成 29 年に国際観光拠点の形成をめざす「夢洲まちづくり構想」が策定されたものの、具体的な事業内容や事業費などが確定しておらず、港営事業会計としての負担額や土地の価格や提供手法についても見込めない状況であるとして、平成 28 年 9 月を最後に本事業の長期収支見込は示されてこなかった。そこで、前年度の意見書においても、様々なケースを想定した大阪港埋立事業収支シミュレーションを行うべきとの意見を示したところである。これに対して、港湾局は、平成 31 年 4 月に「(仮称) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」のコンセプト募集が開始され、土地の価格や提供手法などについて一定示されたことから令和元年 5 月に長期収支見込を公表した。それによれば、IR 予定区域及び IR 区域拡張予定地を売却する場合と賃貸する場合のいずれにおいても、令和 10 年度までの資金不足を回避できる見込みとしている。

上記の見込みはあくまで IR 予定区域及び IR 区域拡張予定地を含めた土地売却及び賃貸が前提通りに進捗することによるものであることから、港湾局は、この長期収支見込どおり事業が運営できるよう、IR 事業に関する土地売却収益または土地賃貸料収益等のみならず、それ以外の土地売却及び賃貸についても、不測の事態により前提通りに進捗しない場合にも対応するべく、複数の選択肢を用意し、収益を着実に確保するよう緊張感を持って取り組まれない。

## (5) 下水道事業会計について

本事業の経常損益は、前年度経常利益 41 億 2,500 万円から 7 億 600 万円収支が改善し、48 億 3,100 万円の経常利益となっている。収支が改善したのは、一般会計補助金が 6 億 2,300 万円、下水道使用料が 3 億 500 万円、長期前受金戻入が 2 億 4,600 万円減少したことなどにより経常収益が 13 億 6,700 万円減少したものの、資産減耗費が 11 億 8,300 万円、支払利息及び企業債取扱諸費が 6 億 9,400 万円減少したことなどにより経常費用が 20 億 7,400 万円減少し、経常収益の減少を上回る経常費用の減少があったことによるものである。また、純損益は、上記の経常収支の改善があったこと等から、前年度に比べ 7 億 600 万円収支が改善し、48 億 7,500 万円の純利益となっている。

本市は他都市に先駆けて下水道整備を推進したこともあり、昭和 40 年代に大規模に整備された下水管が次々と耐用年数を迎える時期に至り、平成 29 年度地方公営企業年鑑に示されているように、他都市比較においても管 渠<sup>きよ</sup>老朽化率は高いものとなっている（表－5 参照）。

建設局では、従前の更新率を高め、優先度の高い老朽管について平成 28 年度からの 10 年間で 400 k m を改築更新する計画としており、計画に対する進捗率は平成 30 年度末現在で 21.4%である。

また、下水道幹線の建設やポンプ施設の新増設により、本市の雨水対策整備率（およそ 10 年に 1 回の大雨でも浸水しないように下水道整備を行った区域の比率）は平成 30 年度末で約 80%となっているが、近年集中豪雨に伴って大規模な浸水被害が全国的に発生している状況からも、浸水対策は、本事業におけるもう一つの重要課題となっている。その主要プロジェクトとして淀の大放水路の整備を実施しているが、この淀の大放水路は、完成区画から先行的に貯留施設として運用しており、事業の着工前と近年で同程度の大雨のケースを比較したところ、西淀川区、淀川区及び東淀川区では浸水戸数が 6 分の 1 程度まで軽減しているとのことである。

これらの事業は、設備の老朽化や大阪府北部を震源とした地震及び西日本を中心とした豪雨など平成 30 年度に大規模な災害が発生していることを踏まえるとさらに迅速な進捗が求められる状況にある。

しかし、今後、これらの対策を積極的に推進するには、多額の資金を要することになるが、下水道施設改築に係る国庫補助制度（平成 30 年度資本的収入における国庫補助金決算額 133 億 7,100 万円）について、平成 29 年 11 月の国の財政制度等審議会において、下水道の汚水施設の改築については、受益者負担の原則に基づき下水道使用料で賄い、国の支援は見直されるべきとされ、財源確保の見通しに不透明な要素がある。本市の下水道施設は、汚水処理だけではなく、雨水排除機能も担っている合流式下水道であることから、国の支援が全面的に見直され、十分な財源が確保されない場合には、雨水排除を含めた施設の改築が滞ることとなり、その影響は大きい。

したがって、引き続き国に現行の国庫補助制度の継続等を要望するとともに、一方で、国庫補助金の見直しや下水道使用料収入の長期的な見通しなどを踏まえた収支シミュレーションを改めて行い、それに基づき、総務省から令和２年度を期限として求められている、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略を期限通り策定されたい。

表－５ 管渠老朽化率

(単位：％)

| 大阪市  | 札幌市 | 東京都  | 横浜市 | 川崎市 | 名古屋市 | 京都市  | 神戸市  | 福岡市 | 平均   |
|------|-----|------|-----|-----|------|------|------|-----|------|
| 34.2 | 5.7 | 13.0 | 3.2 | 5.9 | 19.2 | 15.5 | 15.1 | 4.5 | 12.9 |

(注) １ 他都市は東京都及び行政区域内人口概ね 150 万人以上の政令指定都市を選定した。

２ 管渠老朽化率＝法定耐用年数 30 年を経過した管渠延長÷下水道敷設延長

３ 数値は平成 29 年度地方公営企業年鑑から引用した。